

特定労務管理対象機関の指定について

各病院管理者
各病床診療所管理者 様

北海道保健福祉部地域医療推進局長

令和5年度(2023年度)及び6年度(2024年度)における特定労務管理対象機関
の指定等について(通知)

本道の地域医療行政の推進に当たりましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度における特定労務管理対象機関の指定申請につきましては、令和5年(2023年)3月31日付け地医第2130号のとおり、3回に分けて申請を受け付けてきたところですが、各医療機関から道への指定申請の状況に鑑み、今般、今年度第4回目の申請受付を行うこととしましたのでお知らせします。

また、令和6年度(2024年度)における道への指定申請時期等を次のとおりとしますので、指定を受けることを予定されている医療機関におかれましては、計画的に準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 申請方法

(1) 郵送(紙媒体)

- ア 送付先：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課 医師確保係
イ 送付部数：1部

(2) オンライン(医療機関等情報支援システム(G-MIS))

- ア ログインページ：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>
イ 自院のアカウントを使用してください。

2 申請期限及び指定時期

(1) 令和5年度(2023年度)【追加分】

区分	申請期限	指定時期
4回目	令和6年(2024年)1月31日(水)	令和6年(2024年)3月下旬頃

(2) 令和6年度(2024年度)

令和6年度(2024年度)については、4回に分けて指定を行うこととし、それぞれ設定する申請期限までに受理したのものについて、指定手続きを行います。

区分	申請期限	指定時期
1回目	令和6年(2024年)4月30日(火)	令和6年(2024年)6月下旬頃
2回目	令和6年(2024年)6月30日(日)	令和6年(2024年)8月下旬頃
3回目	令和6年(2024年)9月30日(月)	令和6年(2024年)11月下旬頃
4回目	令和6年(2024年)12月31日(火)	令和7年(2025年)2月下旬頃

3 指定対象医療機関、指定要件及び提出書類

令和5年(2023年)3月31日付け地医第2130号または地域医療課のホームページを参照願います。

地域医療課ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

4 各医療機関への依頼事項

(1) 面接指導の実施体制の確保について

令和6年(2024年)4月以降、全ての医療機関において、月の時間外・休日労働が10時間以上となることが見込まれる勤務医には、面接指導実施の希望の有無にかかわらず、実施することが管理者の義務となり、管理者以外で厚生労働省が実施している講習会を受講した医師（産業医であっても講習会の受講が必要。）により実施する必要がありますので、産業医に講習を受講していただくなど、面接指導を実施するための体制を確保されるようお願いいたします。

厚生労働省「面接指導実施医師養成ナビ」：<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

(2) 特定労務管理対象機関指定の必要性の点検について

宿日直許可の取得を前提に、特定労務管理対象機関の指定を予定していない医療機関は、許可が取得できなかった場合の医師の労働時間を確認の上、特定労務管理対象機関の指定申請の必要性について、改めて点検くださるようお願いいたします。

(3) 医療機関勤務環境評価センターの評価の早期受審について

特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、道への指定申請前に、医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）の評価を受審する必要がありますが、現時点で、評価センターに必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低でも4か月を要するとされておりますので、可能な限り早期の評価受審に向け、準備を進めていただくようお願いいたします。

(4) 追加的健康確保措置のシミュレーションの実施について

令和6年(2024年)4月以降、特定労務管理対象機関においては、勤務間インターバルの確保及び代償休息の付与が義務付けられますので、申請予定の医療機関は、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、診療機能を縮小しなければシフトが組めないといったことが生じないように、勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成と勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレーションの実施を御検討くださるようお願いいたします。

5 道の支援について

道が設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師の働き方改革についても、医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーが、宿日直許可の取得や評価センターの評価受審等の相談に応じるなど、医療機関へのきめ細かな支援を実施していますので御活用ください。

【北海道医療勤務環境改善支援センター】

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 北海道総合研究調査会内

TEL：011-200-4005 MAIL：iryo-center@hit-north.or.jp

FAX：011-222-4105 URL：<http://iryokinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/>

〔 担当 地域医療課医師確保係 長野 〕
011-231-4111（内線25-329）

令和5年度・6年度 特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール

年月	令和5年度						令和6年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道	[R5年度指定]						[R6年度指定]											
		第3回申請受付 (11月30日申請期限)			第3回指定 (2月下旬頃)													
		追加	第4回申請受付 (1月31日申請期限)		第4回指定 (3月下旬頃)													
				第1回申請受付 (4月30日申請期限)		第1回指定 (6月下旬頃)			第2回申請受付 (6月30日申請期限)		第2回指定 (8月下旬頃)			第3回申請受付 (9月30日申請期限)		第3回指定 (11月下旬頃)		
													第4回申請受付 (12月31日申請期限)			第4回指定 (2月下旬頃)		
地域医療 構想調整 会			開催		開催			開催		開催			開催			開催		
医療対策 協議会				開催		開催			開催		開催			開催				開催
医療 審議会					開催	開催			開催		開催			開催				開催

令和5年度第4回指定に係る手続きの流れ（イメージ）

時期	医療機関	地域医療課	保健所	医療対策協議会	医療審議会
～R6年 1月31日	指定申請	申請状況を 該当保健所に、 随時情報提供			
2月		調整会議開催依頼 (2月第1週)	調整会議開催 (2月末までに、 地域医療課へ 結果報告)		
3月第2週 (4～8日)				開催	
3月第3週 (11～15日)					開催
3月第4週 (18～22日)		指定決定 医療機関へ通知			答申
3月第5週 (25～29日)	36協定 締結				
4月					

※ 医療審議会及び医療対策協議会のスケジュールは現時点での想定であり、確定しているものではありません。